


長野県で【フラット35】を取り扱っている金融機関は次のとおりです。[平成29年9月現在]

金融機関名	お問い合わせ先	金融機関名	お問い合わせ先
八十二銀行	八十二のハローはちに0120-82-8682	日本住宅ローン	03-5802-5050
長野銀行	営業統括部企画担当 0263-27-3855	東京クレジットサービス	フラット35営業部 03-5226-3681
長野信用金庫	業務推進部 026-224-5272	アルヒ(旧SBIモーゲージ)	https://www.aruhi-corp.co.jp/
松本信用金庫	個人ローン推進課 0120-0263-16	全宅住宅ローン	東京ローンセンター 03-3255-0800
諏訪信用金庫	融資部 0266-23-4567	ファミリーライフサービス	お客様相談窓口 0422-37-8088
飯田信用金庫	融資部審査課 0265-22-4321	あいおいニッセイ同和損害保険	投資運用部 03-5789-7112
アルプス中央信用金庫	審査部代理業務課 0265-72-4171	財形住宅金融	http://www.zaijukin.co.jp/
長野県信用組合	審査部 026-233-5627	優良住宅ローン	営業部 03-6457-7572
長野県労働金庫	集中業務部 集中事務セクション 026-237-3729	ジェイ・モーゲージバンク	審査部 0120-035-235
群馬銀行	ローン営業部 個人融資センター 027-254-7181	オリックス	オリックス・フラット35ダイレクト担当 0570-003-550
みずほ銀行	みずほインフォメーションダイヤル 0120-324286(11#)	トヨタファイナンス	住宅業務部 052-527-7411
りそな銀行	りそなコミュニケーションダイヤル 0120-24-3989	日本モーゲージサービス	融資本部 0570-035-460
三井住友銀行	東京住構センター 0120-325-023 (照会受付時間9:00~17:00)	シャープファイナンス	サービス営業部 06-4964-6561
北陸銀行	個人融資部 076-423-7111	LIXILホームファイナンス	営業部 0120-175-553
スルガ銀行	アクセスセンターまたはゆうちょローンサービスセンター http://www.surugabank.co.jp	ハウス・デポ・パートナーズ	営業企画部 03-3517-1100
岐阜信用金庫	個人部 個人ローングループ 住宅機構担当 058-201-3000	クレディセゾン	住宅ローンデスク 0120-235-551
楽天銀行	住宅ローンセンター 0120-456-225	一条住宅ローン	営業推進部 0120-516-171
住信SBIネット銀行	住宅ローン事業部 フラット推進グループ 0120-433-151(03-6737-9173)	ミサワフィナンシャルサービス	営業推進部 営業推進課 03-6316-3662
		ヤマダファイナンスサービス	オペレーション本部 027-345-8023

※【フラット35】の借入金利と融資手数料は取扱金融機関によって異なります。詳細は取扱金融機関またはフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

 **飯山市 移住定住推進課 0269-62-3111**

午前8時30分～午後5時15分まで(土日、祝日、年末年始を除く)
《飯山市サイト》 <http://www.city.iiyama.nagano.jp/>

 **住宅金融支援機構**
Japan Housing Finance Agency
《フラット35サイト》
www.flat35.com

お客様コールセンター
0120-0860-35(通話無料)
営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。
048-615-0420 (通話料金がかります。)

(平成29年10月現在)

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型

金利引下げ期間	金利引下げ幅
当初5年間	【フラット35】の借入金利から年▲0.25%

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型とは、子育て支援や地域活性化のために飯山市と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する飯山市による補助金交付とセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。



【フラット35】Sと併せてご利用いただけます！

【フラット35】Sとは、長期優良住宅など質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年0.25%引き下げる制度です。

【フラット35】S(金利Aプラン)との併用で、	→	当初5年間 年▲0.5% 6年目から10年目まで 年▲0.25%
【フラット35】S(金利Bプラン)との併用で、	→	当初5年間 年▲0.5%

 例えば、借入額3,000万円なら、

【フラット35】S(金利Aプラン)との併用で、【フラット35】より総返済額が**約110万円お得!**

【フラット35】S(金利Bプラン)との併用で、【フラット35】より総返済額が**約77万円お得!**

併用しなくても、【フラット35】より総返済額が**約38万円お得!** (※)試算結果の数値は概算です。

【試算の前提条件】借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.36%(平成29年10月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信付き金利の場合で取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35(買取型)】の金利)の場合

(注1) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sは平成30年3月31日までの申込受付分に適用となります(予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。)。また、飯山市の補助金交付等が終了した場合も受付を終了します。詳細は飯山市にお問い合わせください。

(注2) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と【フラット35】Sの併用に当たっては、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の要件に加えて、【フラット35】Sの要件として、取得対象住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。また、お客さまコールセンター(Tel.0120-0860-35)までお問い合わせください。

(注3) 【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。

ご利用いただくための要件

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型をご利用いただくためには、飯山市から、「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

<飯山市から「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受けるための条件>

1 お客さまが飯山市の「飯山市三世帯等同居住宅建設支援事業」又は「飯山市移住支援住宅建設促進事業」による補助事業の対象であること(注1)

(注1) 飯山市三世帯等同居住宅建設支援事業(増築・改修を除く。)又は飯山市移住支援住宅建設促進事業の補助金を受けることが条件となります。補助の要件については、飯山市のサイト(<http://www.furusato-iiyama.net/teijyu/index.php>)又は同封の飯山市のチラシをご確認ください。

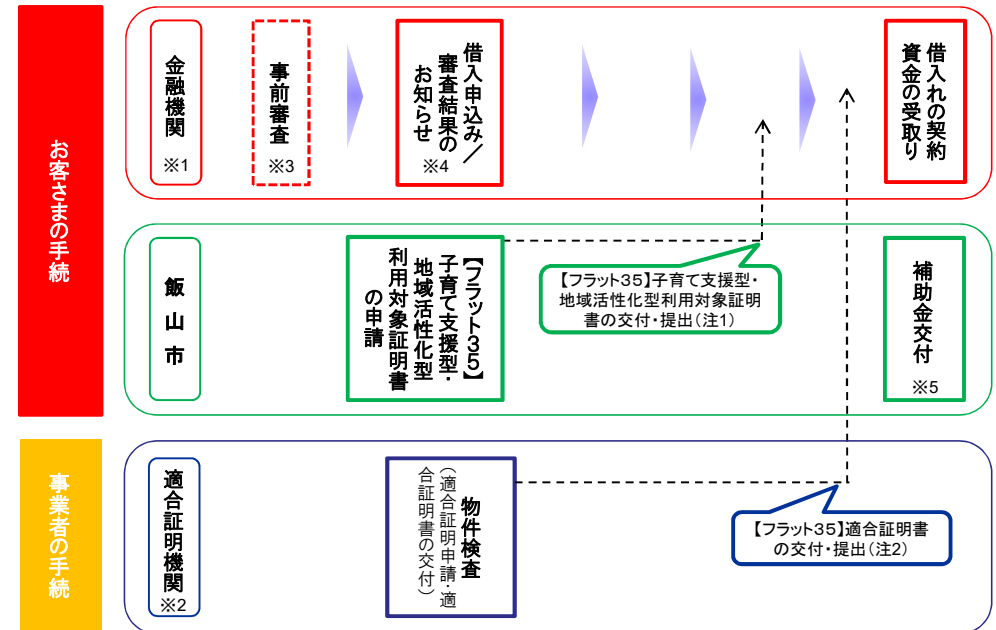
なお、今年度の飯山市の補助事業が終了した場合は【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の受付を終了しますが、詳細は飯山市にお問い合わせください。

2 次の事業要件を満たすこと(注2)

(注2) 受けられる補助事業と住宅取得のタイプ(同居、近居、UIJターン)によって要件が異なります。補助事業と住宅取得のタイプを確認し、次のAからCまでのいずれかを満たすことを確認してください。

	事業要件
【フラット35】 子育て支援型	<p>A 子育て世帯と親世帯が同居するために住宅を取得する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 親世帯(住宅を建設する年度の3月31日までに満60歳以上となる父母、祖父母等の三親等内の親族)と子世帯が、1棟の住宅又は同一の敷地に居住すること</p> <p><input type="checkbox"/> 補助申請者の属する子世帯において、住宅を建設する年度の3月31日時点で満18歳以下である現に同居し扶養する子があること</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅の床面積が70㎡以上であること</p>
	<p>B 子育て世帯と親世帯が近居するために住宅を取得する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 親世帯(住宅を建設する年度の3月31日までに満60歳以上となる父母、祖父母等の三親等内の親族)と子世帯が、隣接敷地にある2棟の住宅に居住すること</p> <p><input type="checkbox"/> 補助申請者の属する子世帯において、住宅を建設する年度の3月31日時点で満18歳以下である現に同居し扶養する子があること</p> <p><AB共通要件></p> <p><input type="checkbox"/> 市町村民税(特別区民税を含む。)の滞納がない者であること</p> <p><input type="checkbox"/> 飯山市の他の制度による補助金、助成金等を受けていないこと</p>
【フラット35】 地域活性化型	<p>C UIJターンを契機として、住宅を取得する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 飯山市外から飯山市に転入すること</p> <p><input type="checkbox"/> 転入する日までの1年以内に市内に住所を有したことがない者であること</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村民税(特別区民税を含む。)の滞納がない者であること</p> <p><input type="checkbox"/> 補助金の交付の対象となる住宅に5年を超えて居住しようとする者であること</p> <p><input type="checkbox"/> 飯山市三世帯等同居住宅建設支援事業に該当しないこと</p>

利用手続の流れ



(注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、飯山市および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1(【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書)および注2(【フラット35】適合証明書)は、借入の契約時までに金融機関へ提出する必要があります。

(※1) 借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

(※2) 適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。

(※3) 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。

(※4) 借入申込みに当たっては、金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。

(※5) 補助金交付は、飯山市の制度に基づき実施するものです。

《借入に当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能ですが、ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用する場合には、地方公共団体から【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります)。火災保険料は、お客さま負担となります。●健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】はご利用いただけます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。

飯山市移住支援住宅建設促進事業



平成29年4月1日～平成30年3月31日の間に住宅を建設、または中古住宅を購入し、住所を移される方で下記の要件に該当する場合、市が費用の一部を補助します。

個人住宅を建設する場合

40歳未満または20歳未満の子がいる夫婦

【対象となる要件】

- (1) 市外から転入しようとする夫婦。
- (2) 市内へ転入してから5年以内で、かつ現在賃貸住宅に居住している夫婦。

上記(1)か(2)どちらかの要件を満たし、定住を目的として5年以上居住予定があること。

補助金の額	
(建設用地)	(建設業者)
飯山市土地開発公社の分譲地	市内 150 万円を補助 市外 120 万円を補助
民有地	市内 100 万円を補助 市外 80 万円を補助

上記以外の夫婦

補助金の額	
(建設用地)	(建設業者)
飯山市土地開発公社の分譲地	市内 75 万円を補助 市外 60 万円を補助
民有地	市内 50 万円を補助 市外 40 万円を補助

中古住宅を購入する場合

【対象となる要件】

- (1) 市外から転入しようとする方。
- (2) 市内へ転入してから5年以内で、かつ現在賃貸住宅に居住している方。

上記(1)か(2)どちらかの要件を満たし、定住を目的として5年以上居住予定があること。

補助金の額	
対象者	補助額
住宅購入年度に夫婦のどちらかが40歳未満または20歳未満の子どもと同居する夫婦	購入・改修費用の 50% 以内 (80万円を限度)
上記以外の方	購入・改修費用の 50% 以内 (50万円を限度)

※市内業者→市内に本社を有する法人又は個人事業者が住宅建設を請け負う場合

＜支援の対象となる建設条件＞ 上下水道整備区域内にある飯山市土地開発公社用地又は民有地であつて、かつ市長が認めた区域にある土地であること。ただし、親等の住宅と同一敷地に住宅を建設する場合（飯山市三世代等同居住宅建設支援事業に該当する場合は、補助対象となりません。（※「同一敷地」の詳細についてはお問い合わせ下さい。）

※その他の要件等もございますので、まずは下記までお問い合わせ下さい。

■飯山市土地開発公社の宅地分譲地はこちら

<http://www.city.iiyama.nagano.jp/soshiki/kaihatu/juutakuti.html>

■三世代等同居住宅建設支援事業について詳しくはこちら

<http://www.furusato-iiyama.net/teijyuu/oyakoshien/index.php>

補助金のお問い合わせ

長野県飯山市役所 移住定住推進課

電話0269-62-3111（内線254）まで